

税務情報

平成19年度以降の所得税、住民税の税率変更について



前号では、所得税・住民税の「定率減税の廃止」についてお知らせ致しましたが、それに加えて平成19年度以降は所得税及び個人住民税の税率が変更となります。この変更により、所得税(国)から個人住民税(地方)への3兆円の税源移譲が行なわれ、地方分権を推進するために使われます。

= 所得税・個人住民税 税額速算表 =

		改正前(～H.18.12/31迄)		改正後(H.19.1/1～)		
所得税	課税所得金額 (A)	税額		課税所得金額 (A)	税額	
	330万円以下	(A) × 10%		195万円以下	(A) × 5%	
				195万円超～ 330万円以下	(A) × 10% - 97,500円	
	330万円超～ 900万円以下	(A) × 20% - 330,000円		330万円超～ 695万円以下	(A) × 20% - 427,500円	
				695万円超～ 900万円以下	(A) × 23% - 636,000円	
	900万円超～ 1,800万円以下	(A) × 30% - 1,230,000円		900万円超～ 1,800万円以下	(A) × 33% - 1,536,000円	
1,800万円超	(A) × 37% - 2,490,000円		1,800万円超	(A) × 40% - 2,796,000円		
住民税	課税所得金額 (A)	道府県民税額	市町村民税額	課税所得金額 (A)	道府県	市町村
	200万円以下	(A) × 2%	(A) × 3%	200万円以下	一律 4%	一律 6%
	200万円超～ 700万円以下		(A) × 8% - 10万円	200万円超～ 700万円以下		
700万円超	(A) × 3% - 7万円	(A) × 10% - 24万円	700万円超			

課税所得金額によっては、改正前と比べ、改正後の所得税額が減少しますが、住民税額が増加することにより、納税者の負担額(所得税と住民税の合計)は極力変わらないように配慮されています。